

土砂・流木を考慮した中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会 設置趣旨

近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、例えば、令和元年東日本台風では、洪水浸水想定区域の指定対象ではない中小河川において、多くの浸水被害が発生した。河川等の周辺地域に潜在的に水害リスクがあるにもかかわらずそうしたリスクが周知されていない場合、当該エリアの住民等に対し、当該地域が安全な地域であると誤解を招く可能性がある。

こうした状況を踏まえ、令和3年7月の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定を、洪水予報河川、水位周知河川に加えて住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川に拡大し、「小規模河川の洪水浸水想定区域図作成の手引き」（以下、「手引き」という）を参考にして、国および都道府県が浸水想定区域の指定を進めているところである。

一方、能登半島地震によって、主に山地部に流出した土砂や流木が、その後に発生した洪水とともに流下し、塚田川、鈴屋川などにおいて、橋梁で捕捉されるなどにより橋梁上流側の水位が上昇し、氾濫の範囲等が拡大した。小規模河川は、土砂・洪水氾濫が発生しうる中山間地域を流下する場合があるが、「手引き」では土砂や流木の流入による水位上昇や氾濫域を評価する手法が定められておらず、氾濫が推定された範囲外においても浸水が発生する可能性がある。

このため、土砂や流木の流入による水位上昇や氾濫域を評価する手法及び「手引き」の改定に向けた検討を行うため「土砂・流木を考慮した中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」を設置するものである。